平成２１年（フ）第１１２９号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目８番11号
債務者　秦　　孝慶
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５１号
広島市西区鈴が峰町42番７―403号
債務者　稲富　留美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１６９号
広島市安佐南区相田５丁目45番９号
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１３号
広島市南区仁保新町１丁目６番６号
債務者　奥橋美知子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３９号
広島市佐伯区千同１丁目22番16号
債務者　迫　　京子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１号
香川県丸亀市前塩屋町２丁目９番17号
債務者　右田　　洋
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４４８号
愛媛県伊予市米湊1472番地３
債務者　濱岡　　**博**
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５０号
愛媛県松山市土橋町83番地１　第１セントポールハイツ206号
債務者　奥嶋　道正
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５３号
愛媛県松山市中島大浦1807番地
債務者　中須賀香澄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４６５号
愛媛県松山市祇園町５番20号　アキックス祇園507号
債務者　武知　利奈
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７６号
愛媛県東温市則之内乙1168番地14
債務者　仲田　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８４号
愛媛県松山市東山町74番地３　カーサ南予203号
債務者　渡邊こずえ
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７３号
秋田県にかほ市院内字上杉山23番地　市営住宅ひまわりＢ―３
債務者　川北　末子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１０７号
茨城県取手市井野団地２番９―306号
債務者　戸ケ崎るみ子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
長野市川中島町御厨195番地46
債務者　岩崎　明朗
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
長野市川中島町御厨1806番地17
債務者　田中　克弥
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2561番地２、前住所神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地　海上自衛隊たかなみ
債務者　北澤　健至
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
長野地方裁判所佐久支部